

近江訪問リハビリテーション運営規程

訪問リハビリテーション

(事業の目的)

第1条 医療法人恒仁会が開設する近江訪問リハビリテーション指定訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が要介護状態となった場合においても、理学療法、作業療法、言語療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、当該利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うものとする。

3 訪問リハビリテーションの従事者は指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

4 前3項のほか「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(条例第17号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び住所)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 本体事業所

名 称 近江訪問リハビリテーション

所在地 滋賀県東近江市北坂町966

(2) サテライト事業所

名 称 近江訪問リハビリテーション サテライト彦根

所在地 滋賀県彦根市外町194-1 ジュネスハイム I-202号室

(職員の職種、員数及び業務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の表のとおりとする。ただし、異動又は緊急等やむを得ない事情がある場合は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令の定める範囲において、増減を認めるものとする。

職種	員数	職務内容
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	常勤2名	医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション及び指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 本体事業所

- 1 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日～1月3日）及び国民の祝日、法人創立記念日（2月23日）等、当法人が定める日においては休業日とする。
- 2 営業時間（サービス提供時間） 9時00分～16時00分

(2) サテライト事業所

- 1 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日～1月3日）及び国民の祝日、法人創立記念日（2月23日）等、当法人が定める日においては休業日とする。
- 2 営業時間（サービス提供時間） 9時00分～16時00分

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーションの内容は、計画的な医学管理をおこなっている医師の指示に基づき行う理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士による訪問リハビリテーションとする。

(指定訪問リハビリテーションの利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準により算出した額とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスに該当するときは、その利用者負担額の割合の額とする。但し、前記基準により徴収が認められているサービスに係る利用料の額は、次によるものとする。

- (1) 利用前日17時以降のキャンセルについては、キャンセル料 1,650円

2 第8条の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合に係る費用の徴収はしないものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに、かかりつけ医等に連絡する等措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第9条 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第10条 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(通常事業の実施地域)

第12条 通常事業の実施地域は、下記のとおりとする。

東近江市(蒲生地区を除く)・彦根市・犬上郡・愛知郡

(その他の運営についての留意事項)

第13条 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回程度開催するものとする。

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人恒仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成17年 2月11日改訂 令和 2年 1月17日改訂

平成17年10月 1日改訂 令和 6年10月 1日改訂

平成19年 9月 1日改訂 令和 7年 1月 1日改訂

平成20年 3月16日改訂

平成25年 8月16日改訂

平成26年 1月31日改訂

平成27年 6月 1日改訂

平成27年 8月 1日改訂